

匿名性

「匿名性」とは

匿名とは、ある人が何か行動を行った際にその人物が誰であるのか特定されない状態のことである。自分の身元が分からないように行動できるか否かを、匿名性が「高い」「低い」で表現する。

「匿名性」が求められるケース

民主主義を保証する公務員の選挙には「匿名性」は欠かせない。日本国憲法第15条4項で、投票行為は国民の基本的な政治的意思の発信であり、匿名でおこなうこととされている。つまり、誰が誰を選んだかは秘密裏にされ、投票者の投票結果を他者が確認できないようにしている。この秘密投票の仕組みにより、被選挙人やその関係者による脅迫・買収などを防ぐことができる。

組織内での不正や犯罪行為を発見した人が内部告発する場合でも、匿名でなければ万一告発者が特定されたときに組織内で不利益を被る場合もありうる。

そのため、例えば「匿名通報ダイヤル」(→p.67)では、犯罪や児童虐待、人身取引の被害者となっている子どもや女性の保護を図ることを目的として、市民から匿名による情報の通報を、電話やウェブサイト上で受け、これを警察に提供し、捜査などに役立てている。

また、商品購入の際に役に立つクチコミ情報もそのほとんどが匿名で投稿されている。

このように、プライバシーが保護されながら、個人が自由に意見を表明したり不正を正したりするためには「匿名性」を確保することが大切である。

「匿名性」の問題点

自由に意思表示ができる反面、自分が誰であるのかを特定されなければ、後で自分の言動に対する責任を追及される危険がない。そのため、匿名であることをよいことに、他人を誹謗中傷(→p.76)する行為もしばしば発生する。

例えば、匿名掲示板「2ちゃんねる」では、固有のハンドル名(ニックネーム)さえ使わない匿名化

が広がり、無責任な発言や誹謗中傷、名誉毀損、脅迫などの犯罪行為までもが頻繁に起こっている。学校裏サイト(→p.20)への人権侵害の書き込みが行われるのも、この匿名性ゆえの行為である。

このように、インターネットでは自分の正体を明かさずに発言や行動ができるものと思われており、それがチャットや電子掲示板で他人への誹謗中傷を繰り返したり犯罪の温床を作り出したりしている。

しかし、深刻な人権侵害や名誉毀損、脅迫などで警察などが本格的に捜査すれば、プロバイダー責任制限法などに基づいてログを調査し発信者はほぼ特定されるようになっているため、ネット上での完全な匿名性はありえないといえる。

学校での指導

匿名性には必要な面と問題点があるが、つきつめれば「自由」と「責任」の問題となる。

匿名性が高まれば高まるほど、自由度は高まり、思い思いの情報発信や意見表明が可能となる。しかし、自分の発信内容に責任を問われる度合いは下がり、責任ある情報発信が担保されにくくなる。

逆に、匿名性が低くなればなるほど責任の所在ははっきりして責任ある情報発信が可能となる。しかし、その反面、自由に意見表明を行う闊達さは抑制される。求められるのは、「自分の発信に責任を持ちつつ自由で積極的な情報発信を行うコミュニケーション能力」である。

このような情報発信を行うためには、学校教育で早い時期から情報発信の訓練を行い、情報社会に求められるコミュニケーション能力を指導することが大切である。